

社会福祉法人 北区社会福祉事業団  
東京都北区ホームヘルパーステーション清水坂あじさい荘運営規程  
(指定訪問介護・第1号訪問事業)

(平成14年12月16日規程第34号)

改正 平成15年3月28日  
改正 平成18年10月13日  
改正 平成19年3月29日  
改正 平成21年3月30日  
改正 平成24年3月27日  
改正 平成26年3月28日  
改正 平成27年3月26日  
改正 平成28年3月29日  
改正 平成29年3月28日  
改正 平成30年3月28日  
改正 平成30年7月10日  
改正 平成30年9月28日  
改正 令和元年9月27日  
改正 令和3年3月30日  
改正 令和3年9月30日  
改正 令和4年1月21日  
改正 令和4年9月30日  
改正 令和5年5月31日  
改正 令和6年3月28日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人北区社会福祉事業団が開設する東京都北区ホームヘルパーステーション清水坂あじさい荘（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業（以下「指定訪問介護等」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士及び訪問介護員研修等の修了者並びに生活援助員（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日

常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 第1号訪問事業の提供に当たっては、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の維持向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。
- 3 指定訪問介護等の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者へ報告する。
- 4 事業の実施に当たっては、関係区市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 東京都北区ホームヘルパーステーション清水坂あじさい荘
- (2) 所在地 東京都北区浮間3丁目11番26号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護及び第1号訪問事業のうち予防訪問サービス

①管理者 1名（常勤）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理等を一元的に行うものとする。

②サービス提供責任者 2名以上（常勤、介護福祉士）

サービス提供責任者の職務内容は、次のとおりとする。

ア 訪問介護計画（第1号訪問事業にあつては、介護予防訪問介護計画。以下、同じ。）の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。

イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

ウ サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業所等との連携に関すること。

エ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

オ 訪問介護員の業務の実施状況を把握すること。

カ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

キ 訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施すること。

ク その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

### ③訪問介護員等

下記資格のいずれかを保有する者を常勤換算2.5人以上配置する。

介護福祉士

1級課程修了者

2級課程修了者

初任者研修修了者

実務者研修修了者

生活援助従事者研修修了者

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

### (2) 第1号訪問事業のうち、いきいき生活援助サービス

①管理者 1名(常勤)

②訪問事業責任者 2名以上(常勤、介護福祉士)

訪問事業責任者の職務内容は、(1)のサービス提供責任者に準ずるものとする

③生活援助員

下記資格を保有する者を1名以上配置する。

区の研修修了者

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。

(3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(4) サービスの提供は、365日行う。

### (指定訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割(法令等で定める者は2割又は3割)の額とする。

(1) 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、衣類着脱介助、体位交換、通院介助、服薬介助、自立支援のための見守りの援助、その他

(2) 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、その他

2 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割（法令等で定めるものは2割又は3割）の額とする。

(1) 予防訪問サービス

①事業の内容は第1項相当とする

②利用回数は、以下のとおりとする。

ア 要支援1…週1回（月5回上限）または週2回（月10回上限）

イ 要支援2…週1回（月5回上限）、週2回（月10回上限）又は必要に応じて週3回（月15日上限）

ウ 事業対象者…週1回（月5回上限）

(2) いきいき生活援助サービス

①事業の内容は、第1項のうち生活援助に限るものとする。

②利用回数は、(1) 予防訪問サービスと同様とする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から通常の実施地域を越えて1kmにつき 10円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、北区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ、北区へ通報する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、職場の業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人北区社会福祉事業団事務局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 30 日から施行し、改正後の規程は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年 3 月 1 日より平成 29 年 2 月 28 日の間に限り、本規程中、「第 1 号訪問事業（北区介護予防訪問事業）」は「指定介護予防訪問介護及び第 1 号訪問事業（北区介護予防訪問事業）」と読み替える（別紙料金表 2 第 1 号訪問事業ただし書きを除く）。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

北区ホームヘルパーステーション清水坂あじさい荘運営規程  
(指定訪問介護・第1号訪問事業)

別紙

「料 金 表」

1 指定訪問介護

身体介護	20分未満		1,858円
	20分以上30分未満		2,781円
	30分以上60分未満		4,411円
	60分以上90分未満		6,463円
	90分以上は30分ごとに		934円
身体介護に 引き続き生 活援助を提 供する場合	身体介護20分以上 30分未満	生活援助20分以上	3,522円
		生活援助45分以上	4,263円
		生活援助70分以上	5,004円
	身体介護30分以上 60分未満	生活援助20分以上	5,152円
		生活援助45分以上	5,893円
		生活援助70分以上	6,634円
	身体介護60分以上 90分未満	生活援助20分以上	7,204円
		生活援助45分以上	7,945円
		生活援助70分以上	8,686円
	身体介護90分以上 は30分ごとに	生活援助20分以上	741円
		生活援助45分以上	1,482円
		生活援助70分以上	2,223円
生活援助	20分以上45分未満		2,040円
	45分以上		2,508円

[加 算]

- ① 緊急時訪問介護加算 利用者又はその家族からの要請に基づき、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、計画外に訪問する場合  
1,140円(1回)
- ② 初回加算 2,280円
- ③ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1,140円  
生活機能向上連携加算(Ⅱ) 2,280円
- ④ 口腔連携強化加算 570円
- ⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数にサービス別加算率(13.7%)  
を乗じた単位数に報酬単価を乗じたもの。(令和6年5月31日までの間)
- ⑥ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数にサービス別加算率(4.2%)  
を乗じた単位数に報酬単価を乗じたもの。(令和6年5月31日までの間)
- ⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数にサービス別加算率(2.4%)  
を乗じた単位数に報酬単価を乗じたもの。(令和6年5月31日までの間)



[保険外サービスの自費契約 (本人希望による介護保険に準じた援助)]

身体介護に類する援助	30分	1,500円
生活援助に類する援助	30分	1,200円

2 第1号訪問事業のうち、予防訪問サービス

基本サービス費 1回あたり 2,827円

[加算]

① 初回加算	2,280円	
② 身体介護加算 (I)	1回あたり	285円
身体介護加算 (II)	1回あたり	228円
③ 生活機能向上連携加算 (I)		1,140円
生活機能向上連携加算 (II)		2,280円
④ 介護職員処遇改善加算 (I)	1回あたり	421円
(令和6年3月31日までの間)		
⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1回あたり	125円
⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1回あたり	68円

[保険外サービスの自費契約 (本人希望による介護保険に準じた援助)]

身体介護に類する援助	30分	1,500円
生活援助に類する援助	30分	1,200円

3 第1号訪問事業のうち、いきいき生活援助サービス

基本サービス費 1回あたり 2,565円

[加算]

初回加算 2,280円

[保険外サービスの自費契約 (本人希望による介護保険に準じた援助)]

身体介護に類する援助	30分	1,500円
生活援助に類する援助	30分	1,200円